

諮詢庁：豊橋市長

諮詢日：令和7年3月31日（諮詢第143号）

答申日：令和7年12月19日（答申第118号）

事件名：「児童相談システム 行動実績」に関する文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「児童相談システム 行動実績」（以下「本件対象文書」という。）に係る保有個人情報一部開示決定は、妥当である。

### 第2 事案の概要

- 1 審査請求人の法定代理人は、令和6年11月19日付け保有個人情報開示請求書で、審査請求人の保有個人情報の開示請求を行った。保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄には、「すべて」と、「特記事項」欄には、「子どもの病歴等要配慮情報含むここエールの保有する情報を開示し、目的外の利用を防ぐため全情報を削除して頂きたい」と記載されている。
- 2 処分庁は、令和6年12月6日付け保有個人情報一部開示決定通知書で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、保有個人情報開示請求書に記載された内容に該当する本件対象文書を一部開示した。なお、「児童相談システム 行動実績」には、事案に応じて、他機関との必要な情報交換、対象児童等に関する支援内容についての協議検討、他機関や地域などから心配な連絡が入った際の通告者とのやり取りや必要な調査、児童本人からの聞き取り、家族からの聞き取り、関係機関からの情報収集等、多岐にわたる業務の経過に関する情報が含まれており、審査請求人についての「児童相談システム

行動実績」である本件対象文書にも、これらの情報のいずれかが含まれている。

3 審査請求人は、令和7年1月17日（処分庁受付日は同月20日）付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。審査請求書には、「開示対象者の住所・診断名・連絡先電話番号・かかりつけ病院名」をはじめ、本件対象文書の不開示情報に該当しない部分一切の開示を求める記載されている。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和7年1月17日（処分庁受付日は同月20日）付けで提出した審査請求書、同年3月24日付けで提出した反論書によると、審査請求の趣旨及び理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求に対し、処分庁は、令和6年12月6日付け6豊こ若第129号で本件処分を行った。しかし、本件処分には、法が定める不開示情報に該当しない部分も含まれているため、取り消されるべきである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、法第78条第1項各号の不開示情報の該当性を一般的に述べるのみであって、具体性・具体的理由に欠けるものである。
- (2) 法第78条第1項第1号に該当する部分について、それが何故、開示請求者の生命、健康等を害するおそれがあるのか、処分庁は一切理由を摘示していない。単に項目を挙げ、法に該当すると述べるだけでは、適切な説明たりえない。他機関からの情報であったとしても、既知の内容はもとより、既知でない内容であったとしても、児童の保護者が把握することで児童の健全な育成に資する場合もあるため、不開示情報に該当しないはずである。
- (3) 法第78条第1項第2号に該当する部分について、審査請求人の個人情報（住

所・連絡先・診断名・かかりつけ病院名）については、行政機関から開示を受けたとしても、その内容は既知の情報であり、代理人が審査請求人の法定代理人かつ親権者であることを踏まえると、「開示請求者以外の個人」に関する情報には該当しない。

(4) 処分庁は、法第78条第1項第7号に該当する部分について、情報の項目を述べているに過ぎない。不開示部分について検討したところ、いずれも法第78条第1項第7号イ～トには該当しないと解される。その上、不開示部分を開示することによって処分庁が不利益を受けることについて、具体的な事情は何ら存在しないのに対し、審査請求人は、不開示とされると、処分庁が不必要になった個人情報や誤った個人情報を保有していないかを確認することができず、その結果、個人情報のコントロール権行使することができなくなるという重大な不利益を受ける。そのため、不開示とするのであれば、処分庁は、どのような具体的な理由によって、処分庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすのかを、明らかにすべきである。

(5) 以上から、本件処分を取り消し、不開示情報に該当しない部分については、速やかに開示すべきである。

#### 第4 処分庁の説明の要旨

##### 1 関係法令等の定め

(1) 児童福祉法第10条は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること、必要な情報の提供を行うこと、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと等が、市町村が行う業務であると規定する。

(2) 同法第25条は、「要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」

と規定する。

- (3) 同法第25条の2は、「地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第31条第4項に規定する延長者及び第33条第19項に規定する保護延長者を含む。次項及び第6項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。」と規定する。
- (4) 同法第25条の3は、「協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」と規定する。
- (5) 同法第25条の5は、「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定し、秘密を守る義務を負う者を列挙する。

## 2 不開示情報該当性について

- (1) 処分庁は、児童福祉法第10条に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずること並びに調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行っている。さらに、同法第25条の2及び同法第25条の3に基づき、協議会を設置し、必要な情報の交換や支援の内容に関する協議を行うこと及び関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める事務を行っている。
- (2) 処分庁は、他機関との必要な情報交換、対象児童等に関する支援内容についての協議検討、他機関や地域からの通告者とのやり取り、児童本人や家族からの聞き取り、関係機関からの情報収集等、多岐にわたる業務の経過を児

童相談システムに記録し、一元管理することで、児童の行動実績の把握を図りながら業務を進めている。

(3) そのため、記録の内容が開示請求者に開示されると、必要な情報交換を行った他機関等が特定され、調査や審査を含む行政事務の遂行に影響が及んだり、緊急性が高い業務に遅滞が生じたりする等、適正な業務遂行が困難となったり、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害されたりするおそれがある。したがって、本件対象文書に記載されている児童福祉に関する支援に係る業務を適切に行うための他機関からの情報、児童福祉に関する他機関からの問い合わせ、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うための課内検討内容及び調査の情報は、法第78条第1項第1号又は第7号に該当するから、不開示としても違法とはいえない。

(4) また、開示請求者以外の氏名、生年月日、連絡先電話番号等の個人情報、架電及び入電内容の情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当するから、不開示としても違法とはいえない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分において不開示とした部分は、法第78条第1項第1号、第2号又は第7号に該当するため、本件処分は適法に行われた。  
したがって、本件処分を維持することが妥当である。

## 第5 調査審議の経過

本審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年3月31日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を收受
- ③ 令和7年10月21日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

## 1 法第78条第1項第1号、第2号又は第7号の解釈について

- (1) 法第78条第1項第1号は、開示請求者の生命、健康、生活、財産を害するおそれがある情報を非開示情報とする旨を規定する。法定代理人が本人に代わって請求する場合には、本人の利益を考慮して、同号に該当するかを判断する必要がある。
- (2) 法第78条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、その記述等により、開示請求者以外の個人を識別することができるものを不開示情報とする旨を規定する。法定代理人が本人に代わって請求する場合には、本人との関係では、法定代理人は「開示請求者以外の個人」にあたる。
- (3) 法第78条第1項第7号は、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とする旨を規定する。法第78条第1項は、行政機関の長等は、不開示情報が含まれている場合を除いて、保有個人情報を開示しなければならない旨を規定するから、不開示とされるものはできる限り限定的にとらえる必要がある。そのため、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長等に広範な裁量を与える趣旨ではなく、事務又は事業に関する情報を開示することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、開示することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

## 2 本審査会による不開示部分の確認について

- (1) 処分庁は、児童福祉法の規定に基づいて、児童の福祉に関する支援に係る業務を実施している。この業務の実施にあたり、他機関との必要な情報交換、対象児童等に関する支援内容についての協議検討、他機関や地域からの通告者とのやり取り、児童本人や家族からの聞き取り内容、関係機関からの情報など、多岐にわたる経過を児童相談システムに記録し、児童の行動実績の把

握を図りながら業務を進めている。

- (2) 処分庁は、これらの部分は、法第78条第1項第1号又は第7号に該当すると主張する。また、開示請求者以外の個人に関する氏名、生年月日、連絡先電話番号等や、架電及び入電内容の部分については、法第78条第1項第2号に該当すると主張する。しかし、非開示部分のうち、具体的にどの部分が、どの不開示情報に該当するかについては、弁明書の記載からは明確ではない。
- (3) 本審査会は、審議のために不開示部分の内容を確認し、不開示部分のどの部分が、どの不開示情報に該当するかを検討した。その結果、不開示部分には、児童福祉に関する支援に係る業務を適切に行うために他機関から取得した情報、児童福祉に関する他機関からの問い合わせ内容、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うための課内での検討内容及び調査に関する情報、開示請求者以外の個人に関する情報等が記載されていることを確認した(不開示情報の内容特定につながるおそれがあるため、本答申においても、対象文書のどの部分が法第78条第1項第1号、2号及び7号の各不開示開示情報に該当するのかを詳細に記載することは差し控える。)。

### 3 開示請求者以外の個人に関する情報について

- (1) 本件対象文書には、開示請求者以外の氏名、生年月日、連絡先電話番号等の個人情報、架電及び入電内容の情報も記載されていることを確認した。これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、法第78条第1項第2号に該当するため、処分庁が不開示としたことは妥当である。
- (2) また、本件対象文書には、開示請求者の法定代理人に関する情報も記載されていることも確認した。本件請求は、開示請求者の法定代理人が、開示請求者を代理して、開示請求者の保有個人情報の開示を請求したものである。開示請求者以外の個人に関する情報であって当該個人を特定することができる情報は、たとえ開示請求者の法定代理人に関する情報であったとしても、法第78条第1項第2号に該当する。そのため、これらの情報を処分庁が不開

示としたことは、妥当である。

(3) なお、本件対象文書につき、開示請求者の法定代理人が、自身の保有個人情報の開示を請求する場合には、本件対象文書のうち、当該法定代理人の保有個人情報に該当する部分は、他の不開示情報に該当しない限り、開示される可能性がある。

#### 4 法第78条第1項第1号及び第7号該当性について

(1) 不開示情報の内容特定につながるおそれがあることから、本答申においても、対象文書のどの部分が、法第78条第1項各号が規定するどの不開示情報に該当するのかを、詳細に記載することはしない。

(2) 児童福祉に関する支援に係る業務を適切に行うために他機関から取得した情報、児童福祉に関する他機関からの問い合わせ内容、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行うための課内での検討内容及び調査に関する情報は、開示されることで、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある。また、これらの情報は、開示されることで、事務又は事業の性質上、今後同種の事案において、他の機関から情報の取得が困難となったり、事案についての協議検討に萎縮が生じたりする等、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、これらの情報は、法第78条第1項第1号又は第7号に該当するため、処分庁が不開示としたことは妥当である。

#### 5 結論

以上のことから、本件処分については、法第78条第1項第1号、第2号又は第7号が規定する不開示情報に該当するから、処分庁がこれらを不開示とした本件処分については、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河北洋介

委員 菅生剛弘